解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡県北九州市小倉南区徳吉南三丁目一五番二一号

光栄不動産有限会社

清算人　椛島　光亮

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡県築上郡吉富町大字小犬丸三六〇番地の八

有限会社恒広設備

清算人　恒廣　明美

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市東区多の津四丁目一六番一五号

福岡傲馳国際株式会社

代表清算人　李　小龍

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

長崎県佐世保市高天町九番二〇号

有限会社からしま

清算人　辛島　敬一

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年七月二日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

鳥取県倉吉市葵町七二二番地

倉吉市土地開発公社

清算人　山﨑　昌徳

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年七月十八日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

高知県安芸郡東洋町大字河内三二九番地

清算法人東洋町小池土地改良区

代表清算人　松原　範幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

東京都千代田区平河町二丁目四番七号

財団法人英文法令社

代表清算人　佐藤　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会及び大阪府知事の認証により、平成二十六年七月十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

大阪府東大阪市上石切町二丁目一三六四番地

宗教法人明正教清心分教会

清算人　今村　鈴美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月十一日明石市長の解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

兵庫県明石市長坂寺土地区画整理組合

代表清算人　西海　正信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市南区野間四丁目二番二七号

エステート・モア・大池通り管理組合法人

清算人　守　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区荒戸二丁目五番二六号

エステート・モア・西公園管理組合法人

清算人　守　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区白金二丁目一番一七号

エステート・モア・白金クロス管理組合

法人

清算人　守　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区舞鶴一丁目九番一三号

エステート・モア・舞鶴管理組合法人

清算人　守　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区今泉二丁目四番三三号

エステート・モア・今泉管理組合法人

清算人　守　隼人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区那の川二丁目八番一五号

エステート・モア・平尾パージュ管理組合法人

清算人　守　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月八日

福岡市中央区警固二丁目二番二八号

エステート・モア・警固管理組合法人

清算人　守　和夫